

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和4年度予算(案) 60百万円(60百万円)】赤枠

【令和3年度補正予算額 1,100百万円】青枠



産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進します。

1. 事業目的

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）について、都道府県等の支障除去等事業などを支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

2. 事業内容

(1) 不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、平成10年6月16日以前の不法投棄事案に対し、廃棄物処理法に基づき設置した基金により、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

(2) 平成10年6月16日以前の不法投棄事案に対しては、産廃特措法に基づき、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

(3) 令和3年8月から実施されている盛土の総点検で確認された危険が想定される盛土のうち、廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助する。

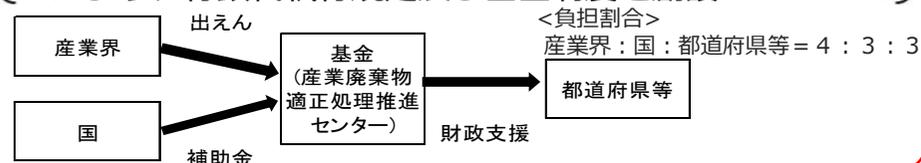
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 直接補助事業(基金) / (2) 直接補助事業 / (3) 間接補助事業
- 請負先 (1) (3) 民間事業者・団体 / (2) 都道府県、市区町村
- 実施期間 (1) 平成10年度～ / (2) (3) 令和3年度～令和4年度

4. 事業イメージ

(1) <平成10年6月17日以降の不法投棄等>

- 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援
 - ・平成9年改正廃棄物処理法(平成10年6月17日施行)により、行政代執行規定及び基金制度を創設



(2) <平成10年6月16日以前の不法投棄等>

- 産廃特措法に基づく支援
 - ・産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣の同意を得た事業に限定
 - ・令和5年3月31日までの時限立法



(3) <危険が想定される盛土に対する詳細調査への補助>

- 盛土の総点検で確認された、危険が想定され、廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土が対象

